

# 第313回名護市議会臨時会議案

令和7年5月26日提出



名護市

- 議案 第 24 号 物品の購入について(パソコン)
- 議案 第 25 号 物品の購入について(水槽付消防ポンプ自動車)
- 議案 第 26 号 令和7年度名護市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)
- 報告 第 2 号 専決処分した事件の報告について(名護市税条例の一部を改正する条例)
- 報告 第 3 号 専決処分した事件の報告について(名護市固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例)
- 報告 第 4 号 専決処分した事件の報告について(名護市国民健康保険税条例の一部を改正する条例)

## 議案第24号

### 物品の購入について（パソコン）

次のとおり物品を購入したいので、議会の議決を求めます。

- |   |        |  |
|---|--------|--|
| 1 | 購入する物品 | パソコン（320台）                               |
| 2 | 購入の方法  | 指名競争入札                                   |
| 3 | 購入金額   | 61,600,000円                              |
| 4 | 契約の相手方 | ONE 株式会社<br>名護市字豊原224番地3<br>代表取締役 仲宗根 盛和 |

令和7年5月26日提出

名護市長 渡具知 武豊

#### 提案理由

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和47年条例第15号）第3条の規定により、本案を提出します。

## 議案第25号

### 物品の購入について（水槽付消防ポンプ自動車）

次のとおり物品を購入したいので、議会の議決を求めます。

- |   |        |  |
|---|--------|--|
| 1 | 購入する物品 | 水槽付消防ポンプ自動車（1台）                            |
| 2 | 購入の方法  | 指名競争入札                                     |
| 3 | 購入金額   | 89,320,000円                                |
| 4 | 契約の相手方 | 株式会社 オカノ<br>那覇市安謝一丁目23番8号<br>代表取締役社長 與儀 盛輝 |

令和7年5月26日提出

名護市長 渡具知 武豊

#### 提案理由

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和47年条例第15号）第3条の規定により、本案を提出します。

報告第2号

専決処分した事件の報告について（名護市税条例の一部を改正する条例）

名護市税条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により議会に報告し、その承認を求めます。

令和7年5月26日提出

名護市長 渡具知 武豊

専 決 処 分 書

名護市税条例の一部を改正する条例を地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分し、ここに公布する。

令和 7 年 3 月 31 日

名護市長 渡具知 武 

名護市条例第 12 号

名護市税条例の一部を改正する条例 ～別紙

## 名護市税条例の一部を改正する条例

名護市税条例（昭和47年条例第20号）の一部を次のように改正する。

第18条中「公示送達は、」の次に「公示事項（同条第2項に規定する公示事項をいう。以下この条において同じ。）を地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。）第1条の8第1項に規定する方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置をとるとともに、公示事項が記載された書面を」を加え、「掲示して行う」を「掲示し、又は公示事項を市の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによってする」に改める。

第18条の3中「地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。）」を「施行規則」に改める。

第34条の2中「又は扶養控除額」を「、扶養控除額又は特定親族特別控除額」に改める。

第36条の2第1項ただし書中「若しくは法第314条の2第4項」を「、法第314条の2第4項」に改め、「扶養控除額」の次に「若しくは特定親族特別控除額（特定親族（同条第1項第12号に規定する特定親族をいう。第36条の3の2第1項第3号及び第36条の3の3第1項において同じ。）（前年の合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）に係るものを除く。）」を加える。

第36条の3の2第1項第3号中「扶養親族」の次に「又は特定親族」を加える。

第36条の3の3第1項中「者に限る。）」の次に「若しくは特定親族（退職手当等に係る所得を有する者であって、合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）」を加え、同項第3号中「扶養親族」の次に「又は特定親族」を加える。

第82条第1号ア中「エ」を「ウ及びオ」に改め、同号イ中「又は」を「（ウに掲げるものを除く。）又は」に改め、同号エを同号オとし、同号ウ中「又は」を「（ウに掲げるものを除く。）又は」に改め、同号ウを同号エとし、同号イの次に次のように加える。

ウ 2輪のもので、総排気量が0.125リットル以下かつ最高出力が4.0キロワット以下のもの 年額 2,000円

第89条第2項第5号中「定格出力」の次に「（第82条第1号ウに掲げる原動機付自転車にあつては、原動機の総排気量及び最高出力）」を加える。

第90条第2項中「身体障害者又は」を「身体障害者若しくは」に、「を提示」を「又はこれらの者の特定免許情報（同法第95条の2第2項に規定する特定免許情報をいう。次項において同じ。）が記録された免許情報記録個人番号カード（同法第95条の2第4項に規定する免許情報記録個人番号カードをいう。次項において同じ。）を提示」に改め、同項第5号中「の番号、交付年月日及び」を「又は道路交通法第95条の2第2項第1号に規定する免許情報記録（以下この号において「免許情報記録」という。）の番号、運転免許の年月日、運転免許証又は免許情報記録の」に改め、同条中第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 前項の場合において、免許情報記録個人番号カードを提示したときには、当該免許情報記録個人番号カードに記録された特定免許情報を確認するために必要な措置を受けなければならない。

附則第10条の2第21項中「第15条第37項」を「第15条第36項」に改める。

附則第10条の3第14項を同条第15項とし、同条第13項を同条第14項とし、同条第12項の次に次の1項を加える。

13 市長は、法附則第15条の9の3第1項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋については、前項の申告書の提出がなかった場合においても、マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号）第5条の2第1項に規定する管理組合の管理者等から法附則第15条の9の3第2項に規定する期間内に施行規則附則第7条第17項各号に掲げる書類の提出がされ、かつ、当該特定マンションが法附則第15条の9の3第1項に規定する要件に該当すると認められるときは、前項の規定にかかわらず、同条第1項の規定を適用することができる。

附則第16条の4の次に次の1条を加える。

(加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準の特例)

第16条の5 令和8年4月1日以後に第92条の2第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等(次項において「売渡し等」という。)が行われた加熱式たばこ(第92条第1号オに掲げる加熱式たばこをいい、第93条の2の規定により製造たばことみなされるものを含む。以下この条において同じ。)に係る第94条第1項の製造たばこの本数は、同条第3項の規定にかかわらず、当分の間、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法により換算した紙巻たばこ(第92条第1号アに掲げる紙巻たばこをいう。以下この項及び次項において同じ。)の本数によるものとする。

(1) 葉たばこ(たばこ事業法第2条第2号に規定する葉たばこをいう。)を原料の全部又は一部としたものを紙その他これに類する材料のもので巻いた加熱式たばこ(当該葉たばこを原料の全部又は一部としたものを施行規則附則第8条の4の2に規定するところにより直接加熱することによって喫煙の用に供されるものに限る。)当該加熱式たばこの重量(フィルターその他の施行規則附則第8条の4の3に規定するものに係る部分の重量を除く。以下この項から第3項までにおいて同じ。)の0.35グラムをもって紙巻たばこの1本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの1本当たりの重量が0.35グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの1本をもって紙巻たばこの1本に換算する方法

(2) 前号に掲げるもの以外の加熱式たばこ 当該加熱式たばこの重量の0.2グラムをもって紙巻たばこの1本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量が4グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの品目ごとの1個をもって紙巻たばこの20本に換算する方法

2 前項の規定により加熱式たばこのうち同項第1号ただし書の規定の適用を受けるもの及び同項第2号ただし書の規定の適用を受けるもの以外のものの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等が行われた加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を同項各号に掲げる区分ごとに合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

3 前項の計算に関し、同項の加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量に0.1グラム未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

4 第1項第2号に掲げる加熱式たばこ(第93条の2の規定により製造たばことみなされるものに限る。)のうち、次に掲げるものについては、同号ただし書の規定は、適用しない。

(1) 第1項第1号に掲げる加熱式たばこと併せて喫煙の用に供されるもの

(2) 第1項第2号に掲げる加熱式たばこ(第93条の2の規定により製造たばことみなされるものを除く。)と併せて喫煙の用に供される加熱式たばこ(同条の規定により製造たばことみなされるものに限る。)であって当該加熱式たばこのみの品目のもの

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第34条の2、第36条の2第1項ただし書、第36条の3の2第1項第3号及び第36条の3の3第1項の改正規定並びに附則第3条の規定 令和8年1月1日

(2) 附則第16条の4の次に1条を加える改正規定及び附則第6条の規定 令和8年4月1日

(3) 第18条及び第18条の3の改正規定並びに次条の規定 地方税法等の一部を改正する法律(令和5年法律第1号)附則第1条第12号に掲げる規定の施行の日

(公示送達に関する経過措置)

第2条 この条例による改正後の名護市税条例（以下「新条例」という。）第18条の規定は、前条第3号に掲げる規定の施行の日以後にする公示送達について適用し、同日前にした公示送達については、なお従前の例による。

（市民税に関する経過措置）

第3条 新条例第34条の2及び第36条の2第1項ただし書の規定は、令和8年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和7年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 令和8年度分の個人の市民税に係る申告書の提出に係る新条例第36条の2第1項の規定の適用については、同項ただし書中「特定親族特別控除額（特定親族（同条第1項第12号に規定する特定親族をいう。第36条の3の2第1項第3号及び第36条の3の3第1項において同じ。）（前年の合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）に係るものを除く。）」とあるのは、「特定親族特別控除額」とする。

3 新条例第36条の3の2第1項の規定は、附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日（以下「1号施行日」という。）以後に支払を受けるべき新条例第36条の2第1項ただし書に規定する給与について提出する新条例第36条の3の2第1項及び第3項の規定による申告書について適用し、1号施行日前に支払を受けるべきこの条例による改正前の名護市税条例（以下「旧条例」という。）第36条の2第1項ただし書に規定する給与について提出した旧条例第36条の3の2第1項及び第3項の規定による申告書については、なお従前の例による。

4 新条例第36条の3の3第1項の規定は、1号施行日以後に支払を受けるべき所得税法（昭和40年法律第33号）第203条の6第1項に規定する公的年金等（同法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）について提出する新条例第36条の3の3第1項の規定による申告書について適用し、1号施行日前に支払を受けるべき公的年金等について提出した旧条例第36条の3の3第1項の規定による申告書については、なお従前の例による。

（固定資産税に関する経過措置）

第4条 新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和7年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和6年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

（軽自動車税に関する経過措置）

第5条 新条例第82条（第1号に係る部分に限る。）の規定は、令和7年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和6年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

（市たばこ税に関する経過措置）

第6条 次項に定めるものを除き、附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった加熱式たばこ（新条例附則第16条の2の2第1項に規定する加熱式たばこをいう。次項において同じ。）に係る市たばこ税については、なお従前の例による。

2 令和8年4月1日から同年9月30日までの間に、名護市税条例第92条の2第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等が行われた加熱式たばこに係る同条例第94条第1項の製造たばこの本数は、同条第3項及び新条例附則第16条の5の規定にかかわらず、次に掲げる製造たばこの本数の合計数によるものとする。

(1) 名護市税条例第94条第3項の規定により換算した紙巻たばこ（新条例附則第16条の5第1項に規定する紙巻たばこをいう。次号において同じ。）の本数に0.5を乗じて計算した製造たばこの本数

(2) 新条例附則第16条の5の規定により換算した紙巻たばこの本数に0.5を乗じて計算した製造たばこの本数

3 前項各号に掲げる製造たばこの本数に1本未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

## 報告第3号

専決処分した事件の報告について（名護市固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例）

名護市固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により議会に報告し、その承認を求めます。

令和7年5月26日提出

名護市長 渡具知 武豊

専 決 処 分 書

名護市固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例を地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分し、ここに公布する。

令和 7年 3月 31日

名護市長 渡具知 武景 

名護市条例第13号

名護市固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例 ～別紙

## 名護市固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例

名護市固定資産税の課税免除に関する条例（平成14年条例第31号）の一部を次のように改正する。

第3条中「令和7年3月31日」を「令和9年3月31日」に改める。

第4条中「令和7年3月31日」を「令和9年3月31日」に改め、「（特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律（令和2年法律第37号）第2条第1項に規定する特定高度情報通信技術活用システム（以下「特定高度情報通信技術活用システム」という。）にあっては租税特別措置法第10条の5の5第1項又は第42条の12の6第1項に規定する認定導入計画に記載された当該各項に規定する認定特定高度情報通信技術活用設備（以下「認定特定高度情報通信技術活用設備」という。）に限る。）」及び「（特定高度情報通信技術活用システムにあっては認定特定高度情報通信技術活用設備に限る。）」を削る。

第5条中「令和7年3月31日」を「令和9年3月31日」に改め、「（特定高度情報通信技術活用システムにあっては認定特定高度情報通信技術活用設備に限る。）」を削る。

第6条中「令和7年3月31日」を「令和9年3月31日」に改め、「（特定高度情報通信技術活用システムにあっては認定特定高度情報通信技術活用設備に限る。）」を削る。

第7条中「令和7年3月31日」を「令和10年3月31日」に改める。

### 附 則

#### （施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、令和7年4月1日から適用する。  
（経過措置）
- 2 改正後の第3条から第6条までの規定は、施行日以後に新設され、又は増設される施設又は設備について適用し、施行日前に新設され、又は増設された施設又は設備については、なお従前の例による。
- 3 地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成19年法律第40号）第4条第6項の規定による地域経済牽引事業の促進に関する基本的な計画の同意の日が平成30年4月1日から令和7年3月31日までの間にある場合における改正後の第7条の規定の適用については、なお従前の例による。

報告第4号

専決処分した事件の報告について（名護市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）

名護市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により議会に報告し、その承認を求めます。

令和7年5月26日提出

名護市長 渡具知 武豊

専 決 処 分 書

名護市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を地方自治法（昭和22年法律第67号）  
第179条第1項の規定により専決処分し、ここに公布する。

令和 7年 3月 31日

名護市長 渡具知 武



名護市条例第 11 号

名護市国民健康保険税条例の一部を改正する条例 ~別紙

名護市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

名護市国民健康保険税条例（昭和47年条例第64号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項ただし書中「65万円」を「66万円」に改め、同条第3項ただし書中「24万円」を「26万円」に改める。

第23条第1項中「65万円」を「66万円」に、「24万円」を「26万円」に改め、同項第2号中「29万5千円」を「30万5千円」に改め、同項第3号中「54万5千円」を「56万円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（適用区分）

2 この条例による改正後の名護市国民健康保険税条例の規定は、令和7年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和6年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。